

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

III 賃金政策

概要

一、一九七八年八月一日、人事院は、公務員給与に関する報告および勧告を国会と内閣にたいしておこなった。勧告は、一人平均七二六九円(三・八四%)を引き上げるもので、「史上最低」と評された前年をさらに下回った。給与表は中堅層の引き上げ率を高くするように配慮されたものであった。期末・勤勉手当は、〇・一ヵ月分引き下げられた。

一、政府は、完全実施の方針を決め、給与法の改正は七八年一〇月二〇日成立した。

一、最低賃金制は、地域別最低賃金に目安制度が適用された第一年目にあたった。引き上げは、四ランクにわけて一四〇～一五五円の五円刻みで示された。地域別の金額は、ほぼこの目安にそって、例年より早めに決定された。

一、失業対策事業創設三〇周年にあたり、その賃金について概観した。就労者の新規流入がなくなっており、就労者の平均年齢も六〇歳をこえており、一般賃金への影響力は以前に比較して小さくなっていると考えられる。高齢者を中心とする甲就労者の七九年度の賃金は一時間当たり四八四円である。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)